

## 子ども・子育て支援金制度が始まります

### 1. 子ども・子育て支援金制度って何？

少子化対策や子育て施策の財源として、社会保険や後期高齢者医療、国民健康保険など、全ての医療保険から納付金を拠出し、社会全体で子どもや子育て世帯を支える制度です。

令和8年度の賦課から新しく納付が始まります。

### 2. 納めた支援金は、何に使われるの？

少子化対策や子育て支援などに使われます。以下は、拡充される給付の一例です。

① 児童手当の拡充（令和6年10月から拡充済）

所得制限の撤廃、支給期間の高校生世代までの延長、第3子以降の給付額の増額（月3万円）

② 妊婦のための支援給付（令和7年度から実施済）

妊娠届時に5万円、妊娠後期に妊娠している子どもの数×5万円を支給

③ 育児時短就業給付（令和7年度から実施済）

子どもが2歳未満の期間を対象に「育児時短給就業給付」を創設

④ 育児期間中の国民年金保険料免除（令和8年10月から実施）

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中（1歳になる誕生日の前日まで）の年金保険料免除措置を創設

### 3. 支援金の負担はどうなるの？

（年額）

	医療分	支援金分	介護分	子ども分 <sup>*1</sup>	合計
所得割	7.20%	2.90%	2.35%	0.27%	12.72%
均等割	28,000円	11,000円	11,500円	[全世代] 1,150円 <sup>*2</sup> [18歳以上] 70円 <sup>*2</sup>	51,720円
平等割	20,000円	8,500円	6,500円	740円	35,740円

#### 【各年度の支援金の総額】

R 8年度 約6,000億円  
R 9年度 約8,000億円  
R 10年度 約1兆円  
以降は、約1兆円の範囲内で推移  
（医療保険全体での金額です。）

（※1）令和8年度は子ども分の新設のみとなります。他の負担分の改定はありません。

（※2）18歳以上の子ども分の均等割額については、全世代均等割額（1,150円）と18歳以上均等割額（70円）を加算した額（1,220円）となります。なお、18歳未満の加入者にかかる子ども分の均等割額については、全額軽減となります。

負担額は、上記のとおりです。令和8年度からスタートし、令和10年度まで段階的に上がることが想定されます。ただし、国が支援金の最大規模を決めており、右肩上がりには増えないとされています。

### 4. 年間の負担額のイメージは？

#### 子ども・子育て分の改定によるモデルケース

★夫婦（70歳代）の2人世帯の場合

夫：公的年金収入 190万円（年金収入190万円－110万円＝80万円）

総所得金額 37万円（80万円－基礎控除43万円＝37万円）

妻：公的年金収入 80万円（年金収入80万円－110万円＝0万円）

総所得金額 0万円

※保険税の5割軽減（所得割除く）の世帯に該当します。

※65歳以上のため介護分はかかりません。

	《改正前》	《改正後》	《増減》
保険税(年額)	90,500円	93,000円	+2,500円

●子ども・子育て支援金制度  
コールセンターが  
開設されています

☎0120-303-272

受付時間

平日・土曜 9:00～18:00

問

住民課 保険年金担当

☎ 0748-52-6584

税務課 住民税担当

☎ 0748-52-6570

みんなで  
支えあう

# 国民健康保険

交通事故などの他人の行為により、  
保険診療を受ける場合は、  
必ず届け出が必要です



交通事故にあったとき、他人の飼犬に噛まれたとき、購入食品や飲食店で食中毒になったときなど、他人の行為（第三者行為）が原因でけがや病気になった場合の治療費は、加害者が負担するのが原則です。

ただし「第三者行為による傷病届」等の届け出をすることにより、健康保険の保険診療を受けることができます。この治療費の保険給付分は、保険者（国保や後期高齢者医療）が一時的に立て替えて支払いをすることになるので、後でその医療費を被害者に代わって保険者が加害者に請求することになります。

## 届け出について

### ①警察に届け出

交通事故にあったら、すみやかに警察に届け出てください。また「交通事故証明書」の交付申請手続きを行ってください。

### ②役場に届け出

「第三者行為による傷病届」を住民課保険年金担当へ提出してください。

## 届け出に必要なもの

- ・ 第三者行為による傷病届およびその他必要な書類（用紙は住民課にあります）
- ・ 交通事故証明書（所定の申請用紙は警察署、交番にあります）
- ・ マイナ保険証または国民健康保険資格確認書
- ・ 届出者のマイナンバーがわかるもの
- ・ 届出者の本人確認書類
- ・ 印鑑（スタンプ式でないもの）

※必要な書類がそろわなくても、まず「ご相談ください」。

## 示談の前に必ず相談を

届け出をする前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、保険者から加害者に医療費の請求ができなくなる場合や給付を返納していただく場合がありますので、必ず示談の前に「ご相談ください」。

### 問

住民課 保険年金担当  
0748-5216584

# 軽自動車税の減免について

4月1日現在、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方のうち、一定級以上の障害を有する方が所有する軽自動車（原動機付自転車含む）は、申請により軽自動車税が減免されます。申請をされる方は、次の必要書類をそろえて税務課（役場1階）で手続きを行ってください。

## ●申請に必要な書類

- ① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ② 運転免許証（運転免許証情報がつ紐づいたマイナンバーカードも可）
- ③ 自動車検査証（4月1日現在、使用者および所有者欄に登録のある方が障がい者本人であること）
- ④ 納税通知書・納付書（5月上旬頃に郵送します。ただし、□座振替の方は納付書がありません）
- ⑤ 軽自動車税減免申請書
- ⑥ 生計同一・常時介護証明書

※③身体障がい者等にあらる方が年齢18歳未満の身体障

がい者である場合、または知的障がい者、精神障がい者である場合には、障がい者と生計を一にする方が所有する軽自動車を含みます。

※⑥については、身体障がい者等本人以外の家族等の方が運転される場合に必要です。

※⑤軽自動車税減免申請書および⑥生計同一・常時介護証明書の用紙は税務課で配布させていただきます。

なお、前年度に減免を受けていた方で、その内容等に変更のない方は、「軽自動車税の減免に係る現況報告書」（納税通知書に同封）の提出により継続して減免申請ができます。（郵送による提出も可能です。）詳細につきましては、事前に税務課までお問い合わせください。

## ●受付期限

納税通知書到着後から5月25日（月）まで（納期限7日前）  
※土日祝および受付期限後の申請は受け付けられません。

### 問

税務課 住民税担当  
0748-5216570